

旧大坂道都市景観形成道路地区(平成2年指定)

伊丹市景観計画(地区別概要版) 令和7年3月 作成

伊丹市では、よりきめの細かい協議を行うため、伊丹市都市景観条例において、景観法の届出の前に、本条例に基づく届出を提出いただくこととなっています。本リーフレットでは、景観計画の内容をご紹介します。

地区の概要

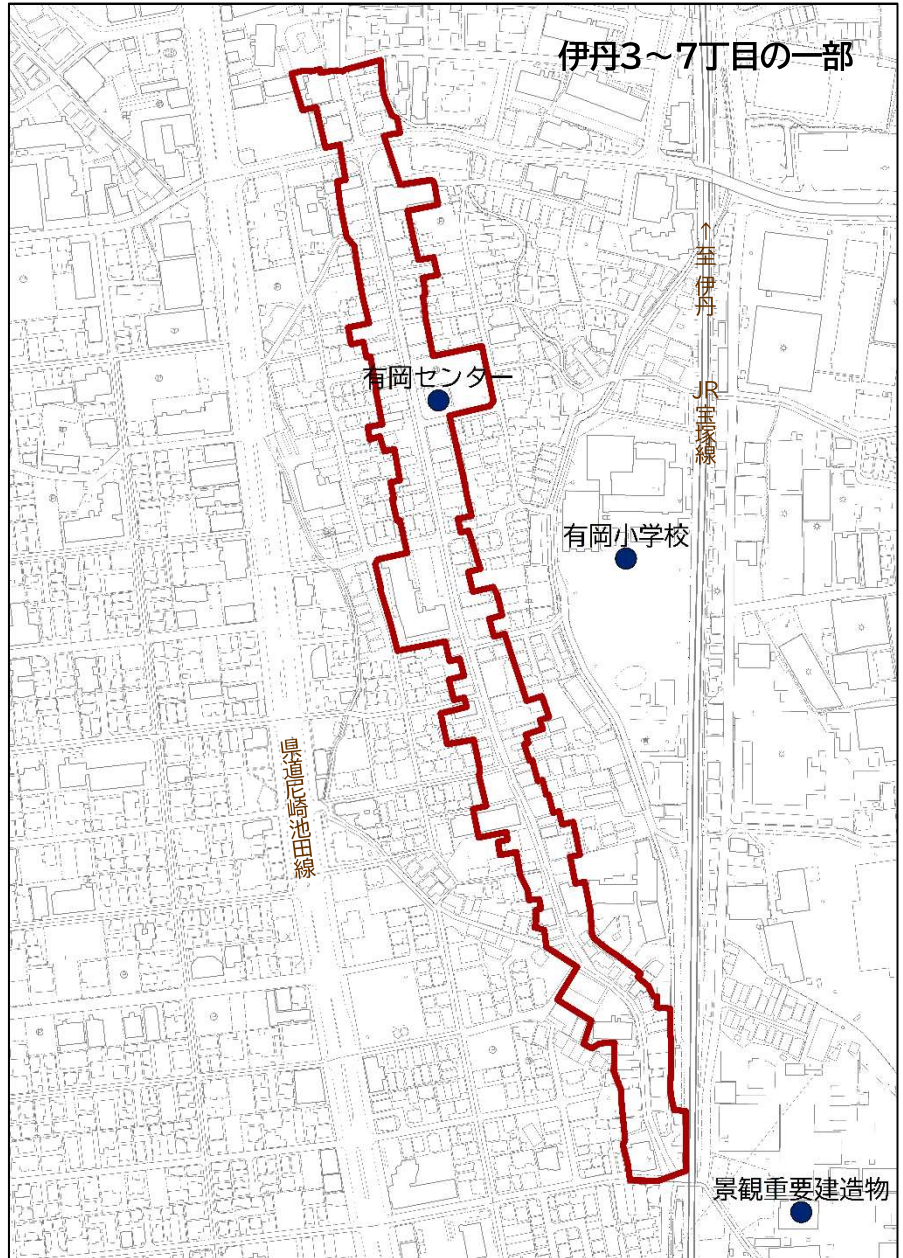
旧大坂道は旧伊丹郷町から大坂や尼崎方面に向かう主要な道路で町場を形成していた。

通りの景観を特徴づけているのは厨子二階をはじめとする町家で、中には酒造りで栄えた近世の伊丹をしのばせる酒蔵が見られる。

景観形成の目標

江戸時代からの町家や蔵が残る旧大坂道のまちなみは、伊丹郷町の中心軸をなすものである。

まちなみを構成する歴史的建築物を保全するとともに、建物の更新にあたっては、創意と工夫を重ねることによって、歴史的なまちなみの良さをいかした魅力的な景観を形成する。



伊丹市都市計画課 伊丹市役所4階(N-100 窓口)
 都市計画・都市景観グループ
 〒664-8503 兵庫県伊丹市千僧1丁目1番地
 電話 072-744-2262 FAX 072-784-8048
 E-mail toshikeikaku@city.itami.lg.jp

■届出対象

○以下の建築物・工作物の新築・増築・改築・移転・外観の変更を伴う修繕・色彩の変更等

建築物	・建築面積10㎡以上 ・門、塀、垣・柵等の外構の新築・変更等
工作物	水平投影面積10㎡以上
広告物	土地に定着する広告物：地上から高さ10m以上 屋上に設置する広告物：設置箇所から高さ4m以上
開発	事業地面積2,000㎡以上の開発行為(都市計画法29条にかかるもの)

■旧大坂道都市景観形成道路地区の景観形成の基準

対象	基準	
建築物	位置	・通りに面する建築物壁面は、その高さに応じて、伝統的な壁面線の位置に揃える。 ・駐車スペース等を設ける為、やむを得ず壁面線を後退させる場合は、塀、門、柵等により、まちなみの連続性を確保するよう努める。
	形態	・通りの景観を形成する部分は、伝統的建築物の形態を受け継ぎ、歴史的まちなみと調和するものとする。
	材料・色彩	・通りの景観を形成する部分は、歴史的まちなみと調和した色合いや材料を用いる。
	屋根	・平入り切妻屋根を基本とし、勾配を周辺と調和したものとする。また、通りに面した1階部分には、下屋を設ける。 ・屋根葺き材は、いぶし銀色の和瓦を基本とする。やむを得ず他の材料を用いる場合も、その色彩を黒又は灰色とする。 ・太陽光発電設備などを設置する場合は、屋根材と一体となった設置形式や屋根の色彩と同様のものとするなど、通りの景観に調和するよう配慮する。
	壁面の意匠及び開口部等	・通りに面する窓等開口部や建具は、伝統的形態を基本とし、歴史的まちなみと調和する形態・材料とする。
	設備及び屋外階段等	・通りから直接見えないように設置する。
門・塀・柵	・歴史的まちなみと調和する形態・材料・色彩とする。	
屋外広告物	・通りに面して設置する場合は、設置方法、材料、形態、色彩を工夫し、まちなみに調和したものとする。	

■色彩基準—マンセル表色系による制限があります

大規模

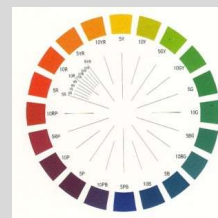
建築物 地上4階以上、高さ15m以上、建築面積 1,000 ㎡以上
工作物 高さ15m以上(電柱等除く)

【外観】

	使用する色相	明度	彩度
	無彩色	6以上*	—
有彩色	7.5R~2.5Y	6以上	2以下
	その他		1以下

	R(赤)系	YR(黄赤)系	Y(黄)系	GY(黄緑)系	G(緑)系	BG(青緑)系	B(青)系	PB(青紫)系	P(紫)系	RP(赤紫)系	無彩色
高彩度 無彩色調											
中彩度 無彩色調											
高彩度 低彩度調											
中彩度 低彩度調											
低彩度 無彩色調											
低彩度 低彩度調											
中彩度色											
高彩度色											

マンセル値とは



日本工業規格(JIS)に基づく色彩の表示方法

色相(赤、青、黄色などの色合い)、明度(色の持つ明るさ・暗さの度合い)、彩度(色の鮮やかさの度合い)の3つの属性によって、色彩を表している。

<例>

5YR 5 / 4
色相 明度 彩度

小規模

建築物 地上3階以下、高さ15m未満、建築面積 1,000 m²未満
 工作物 高さ15m未満

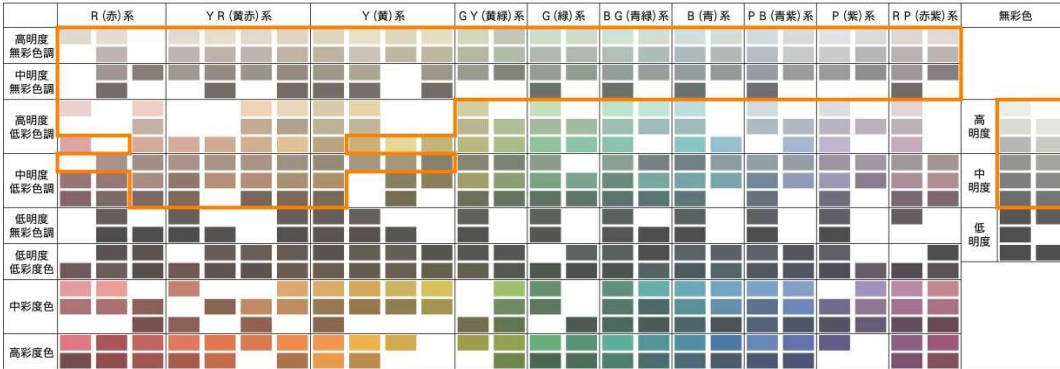
【外観】

使用する色相		明度	彩度
無彩色		5以上*	—
有彩色	7.5R~2.5Y	5以上	4以下
	上記以外のY系、R系		2以下
	その他		1以下

【勾配のある屋根(下屋・庇含む)】

使用する色相	明度	彩度
無彩色	7以下	—
有彩色1YR~2.5Y	5以下	3以下

*門、柵、駐車場等敷き際は1以上

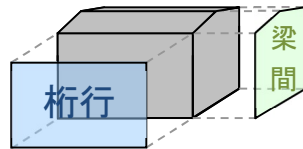


■適用除外

- ア)着色していない、木材、漆喰壁、ガラス等の材料によって仕上げられる部分の色彩
- イ)見付面積の 1/10 未満の範囲で“アクセント”として使用される基準値外の色彩
- ウ)見付面積の 1/4 未満かつ高さ6m以下の範囲で“アクセント”として使用される明度3以上5未満(伊丹郷町地区においては明度3以上6未満)の無彩色の色彩(イ)の色彩と合わせて使用する際は、イ)とウ)の面積の合計を規定値内とする)

みつけ
見付面積とは？

桁行方向又は梁間方向の壁面の鉛直投影面積のことをいう。



○アクセントとして認められる事例



低層部に使用する無彩色



比較的幅の狭い庇の見付面等

×アクセントとして認められない事例

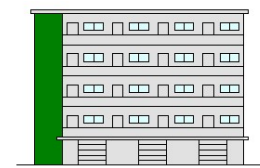
バルコニーの腰壁



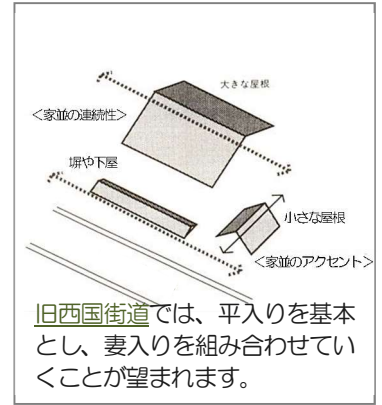
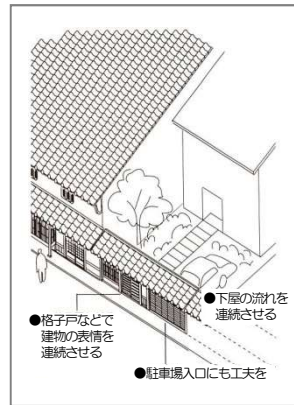
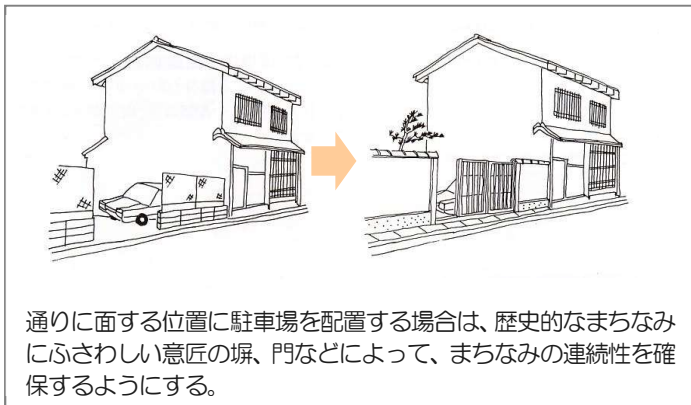
連続する店舗のシャッター



広範囲な塗り分け



■まちなみの連続性を保つ工夫



旧大坂道・北少路村の伝統的なまちなみの連続感は、通りに建ち並ぶ建物の壁面線がそろっていることから生まれます。

